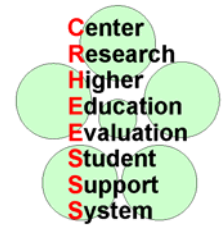


週刊センターニュース No.82



第82号(2005年10月24日)毎週月曜日発行
発行: 金沢大学 大学教育開発・支援センター
URL: http://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/daikyou_rche/index.htm

第5回大学評価研究会のご案内

日時: 10月27日(木) 16:20~17:50

会場: 金沢大学角間キャンパス総合教育棟2階大会議室

テーマ: 『大学改革』の今日的動向とその質保証問題 とりわけ大学院改革に照準を当てて

講師: 早田幸政(大学教育開発・支援センター 評価システム研究部門)

大学改革の進展と「大学法制」

中央教育審議会は、1月に「我が国の高等教育の将来像(答申)」、9月に「新時代の大学院教育 国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて (答申)」を公にした。

大学改革の流れは、とどまる先を知らない。現下の政権の政治的スローガンである「事前規制から事後チェックへ」、「官から民へ」、「国から地方へ」の具体化は、高等教育分野においても、これまで以上に熾烈に実施されていくであろう。

大学改革の個別かつ具体的な実行は、新たな大学法制の確立、既存の大学法制度の改正を軸に進められることになる。改革の対象となる分野は、設置形態、設置基準、設置認可手続、入学資格、教育内容・方法、学位、教員組織、施設・設備、管理運営、財務、自己評価体制、情報公開・個人情報保護、科学技術・生命倫理などといったように多岐に亘っている。

そして、この大学法制の概念は、学校教育法の改正により、2004年度より認証評価システムが登場したことで、より複雑化の様相を呈しつつある。各大学が法の定める一定期間内に認証評価を受けることが義務づけられたことにより、各認証評価機関の定める評価基準が、事実上、準規範的拘束力を持つものとしてわが国大学の教育研究の在り方を規定し始めてきたからである。

こうしたことから、大学改革が一層進展していこうとする現下の状況下において、我々にとって、「大学法制」とは、ひとえに国法レベルにとどまるものではなく、認証評価機関の定立する評価基準をも含めて理解していくことが必要となってきた。

しかしながら、私たち大学関係者が、こうした大学法制の概要を一覧することは極めて困難である。その理由は、そうした大学法制を万遍なく収録した法令集が皆無であることに起因する。

教育法規を扱った法令集として、差し当たり、『教育小六法』(学陽書房)、『解説 教育六法』(三省堂)、『文部科学法令要覧』(ぎょうせい)が挙げられる。また、大学等の設置・改組再編にかかる申請手続に関する法規や申請書(様式)等を収録したものとして、『大学設置審査要覧』(文教協会)が、さらには、上記申請手続や高等教育関連の法令及びこれに関連する通達等を収めたものとして、『大学設置関係事務必携』(ぎょうせい)、『大学関係事務提要』(同左)がある。このほか、科学技術関連の法令、実験に伴う安全基準、倫理上の指針等を取り上げたものとして、『科学技術・学術六法』(大成出版)がある。しかしながら、『教育小六法』、『解説 教育六法』とともに、初・中等教育中心の法規編成となっている。『文部科学法令要覧』には高等教育関連の法令が相当数収められているとは言え、大

学法令集というには程遠い。『大学設置審査要覧』、『大学設置関係事務必携』、『大学関係事務提要』は、いずれも高等教育を扱ったものではあるが、その使用目的が限定的である感は否めない。

大学改革の方向性が一層不透明さを増していく中で、現下の大学法制の姿を鳥瞰できるような法令集への社会的需要は、決して少なくないものと考えます。（評価システム研究部門 早田幸政）

主張「名札の着用について - 学生たちが安心して学習できる環境を作るために」補遺

本誌前号の「主張」について「職員用の名札」は「いったいどこで作ってもらえるのか」という問い合わせがあった。各々の所属部局の総務担当者に相談していただきたい。私が現在着用しているのは、プラスチック製の「金沢大学職員証」で、職員番号も掲載され、有効期限は平成18年3月31日となっているが、裏側には拾得時の連絡先として総務部人事課の電話番号が記載されている。ちなみに私は、それを「臓器提供意志表示カード」とともに名札ケースに入れて首からぶら下げている。（教育支援システム研究部門 青野 透）

第91回共同学習会参加御礼

10月20日（木）に開催しました「共同学習会」には、学内2キャンパスに福井大学松岡キャンパスを加えた計3会場で40名近くの教職員・学生の方々にご参加いただきました。有難うございました。当センター学生支援プロジェクトメンバーの佐原郁代さん（経済学研究科院生）が、「第1回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム」における「日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）」の紹介、講演会（テーマ「ロチェスター工科大学における聴覚障害学生支援」）、さらには、利用者としての聴覚障害学生自身によるわが国の取り組みの評価などをもとに、今後の学生支援についての提言を、ご自身の意見を入れながら紹介してくださいました。質疑応答では、福井大学の会場で一番前で聞き入っておられた、教育・学生担当理事の内田高峰先生をはじめ、参加者から各大学の実情に基づく貴重な指摘がなされ、有益な情報交換の場となりました。また、石川県聴覚障害者協会や日本学生支援機構金沢支部の方も参加されており、地域の方々とも情報共有を図ることができました。なお、学生支援に関心をお持ちでありながら当日授業等で参加できなかったの方々には、当センター撮影のビデオをご利用いただければと思います。教育支援システム研究部門の青野（内線5773）または堀井（同5858）までご連絡ください。また、学生支援関連では、11月9日（水）に「平成17年度東海・北陸地区メンタルヘルス研究協議会」参加報告を、学生支援課および保健管理センターの協力も得て、富山大学にも送信して実施する予定ですので、ご期待ください。

お知らせ

『文部科学教育通信』133号（2005年10月10日号）に拙稿「国立大学法人化 大学はこう変わった 学生支援・学生サービスの充実」を掲載しました。本学における法人化後の学生支援の状況を紹介したものです。この雑誌（月2回発行）は大学教育をメインにし、長期シリーズで「大学評価」（大学基準協会担当）や「高等教育システム」（筑波大学大学研究センター長 山本眞一教授担当）などがあり、同様のシリーズとして現在、法人化後の国立大学の状況報告も続いており拙稿もその中のものです。当センターに所蔵しております。ご一読いただき、ご批判をいただければ幸いです。（教育支援システム研究部門 青野 透）